

# 各種契約書の書式

## 記載例

(参考)

取 入

印

印 紙

## 選挙運動用自動車運送契約書

当別町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と

〇〇株式会社 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車

2. 車名 〇〇〇〇〇

3. 自動車登録番号  
又は車両番号  
札幌〇〇〇 あ 〇〇 〇〇

**消費税を含んだ額**

4. 契約金額 315,000 円 (1日当たり 63,000 円)

5. 期間 令和5年 4月18日から令和5年 4月22日までの 5日間とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和5年 4月〇日

**契約日は告示日前でも可能**

甲 当別町議会議員選挙候補者

**住所と氏名は候補者届出と一致**

住 所

氏 名

(印)

乙 住所(所在地)

氏名又は名称

**法人の名称(個人の場合は個人名)**

(印)

代表者氏名(法人の場合)

(印)

**選挙運動期間内であること**

(4/18~4/22)

# 選挙運動用自動車賃貸借契約書

当別町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と  
〇〇株式会社 (以下「乙」という。) は、選挙運動用車両の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車

2. 車名 〇〇〇〇〇〇

3. 自動車登録番号  
又は車両番号 札幌〇〇〇 あ 〇〇 〇〇

4. 契約金額 75,000 円 (1日あたり 15,000 円)

5. 期間 令和5年 4月18日から令和5年 4月22日までの 5 日間とする。  
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

6. 請求及び支払  
**選挙運動期間内であること**  
(4/18~4/22)

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとなるなかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7. その他 この契約に定めるものほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和5年 4月〇日

**契約日は告示日前でも可能**

甲 当別町議会議員選挙候補者

**住所と氏名は候補者届出と一致**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

乙 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名又は名称 法人の名称 (個人の場合は個人名) (印)

代表者氏名(法人の場合) \_\_\_\_\_ (印)

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

当別町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と

〇〇株式会社 (以下「乙」という。) は、自動車燃料の売買について、

次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車

2. 車名 〇〇〇〇〇〇

3. 自動車登録番号  
又は車両番号 札幌〇〇〇 あ 〇〇 〇〇

4. 契約金額 単価1ℓ当たり税込み 150 円とし、契約期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

5. 期間 令和5年 4月18日から令和5年 4月22日までの 5 日間とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないとときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

**選挙運動期間内であること**  
(4/18~4/22)

7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和5年 4月〇日

**契約日は告示日前でも可能**

甲 当別町議会議員選挙候補者

**住所と氏名は候補者届出と一致**

住 所

氏 名

(印)

乙 住所（所在地）

氏名又は名称

**法人の名称（個人の場合は個人名）**

(印)

代表者氏名（法人の場合）

(印)

# 選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書

当別町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と  
〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車

2. 車名 〇〇〇〇〇〇

3. 自動車登録番号  
又は車両番号 札幌〇〇〇 あ 〇〇 〇〇

4. 契約金額 1日当たり 12,000円とし、この額に契約期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

5. 期間 令和5年 4月18日から令和5年 4月22日までの 5日間とする。ただし、投票を行わぬこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

6. 請求及び支払

**選挙運動期間内であること**  
(4/18~4/22)

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとならなかつた場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないとときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和5年 4月〇日

契約日は告示日前でも可能

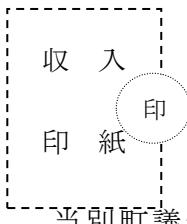
甲 当別町議会議員選挙候補者

住所と氏名は候補者届出と一致

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

乙 住 所 \_\_\_\_\_



## 選挙運動用ビラ作成契約書

当別町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と

〇〇株式会社 (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成に

について、次のとおり契約を締結する。

1. 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ
2. 規 格 29.7 cm × 21 cm 法令規格内 (29.7 cm × 21 cm) 以内
3. 数 量 2,000 枚
4. 契 約 金 額 15,000 円 (単価 7.5 円)
5. 納 入 期 限 令和 5 年 4 月 17 日 告示日前でも可能
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとなるなかつた場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
7. そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 5 年 4 月 〇 日

契約日は告示日前でも可能

甲 当別町議会議員選挙候補者

住所と氏名は候補者届出と一致

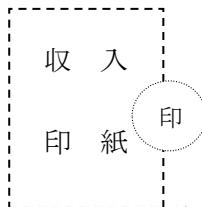
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名(名称) \_\_\_\_\_ 法人の名称(個人の場合は個人名) \_\_\_\_\_ 印

(代表者氏名) \_\_\_\_\_ 印



## 選挙運動用ポスター作成契約書

当別町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と  
〇〇株式会社 (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1. 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2. 規 格 42 cm × 30 cm

3. 数 量 100 枚

4. 契 約 金 額 360,000 円 (単価 3,600 円)

5. 納 入 期 限 令和 5年 4月 17日 **告示日前でも可能**

6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとならなかつた場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7. そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 5年 4月〇日

**契約日は告示日前でも可能**

甲 当別町議会議員選挙候補者

**住所と氏名は候補者届出と一致**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

乙 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名(名称) **法人の名称(個人の場合は個人名)** (印)

(代表者氏名) \_\_\_\_\_ (印)